

議 事 錄

会議の名称	令和7年度 第4回 富士見市男女共同参画社会確立協議会
開催日時	令和7年10月22日（水）10:00～11:10
開催場所	富士見市役所 2階 市長公室
出席者	藁谷浩一会長、長瀬三枝子副会長、石綿寛委員、出谷吉章委員、中村みち子委員、和氣美枝委員、新山司委員 黒須さち子専門員 事務局 人権・市民相談課
欠席者	高橋さかえ委員、田中郁代委員、田村久仁子委員、野村佐智夫委員、羽石貴裕委員
議事	議事 (1) 富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について
資料	（資料1）富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について、変更箇所一覧、統計からみる本市の現状、計画の体系図、男女共同参画に関する国際的な指標
公開・非公開	公開（傍聴者 0人）

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について
事務局…資料1に基づき説明。

(第1章～第2章について)

質問・意見なく、事務局案について了承した。

(第3章について)

委 員…基本目標Ⅰ 【主要課題1】男女共同参画のための意識改革の文章について、7行目「出産や育児に関わりたい男性が、望むように育児休業を取れない現状があります。」とあるが、近年、育児休業の取得は増加傾向にあり、一方で取得期間が短かったり、「取るだけ育休」と言われたりする問題もある。そういう現状も文章に反映できないか。

専門員…(育休中の)家事・育児に積極的に参画するという意識が十分でないこともある。

委 員…育児休業法の趣旨は、本来、家事・育児に専念するための休業ではなく、女性が働き続けるため(体調・環境を整え、スムーズに職場復帰ができるため)にあり、介護(休業)も、環境を整えたら復帰する、というものである。

専門員…女性は体が大きく変化することもあり、産後の休業は必要で、男性(父親)は新しい家族を迎える、育児が始まるという大事な時期である。男性に家事・育児に積極的に参画するという意識がないと、「取るだけ育休」になってしまう。家庭の中の男女共同参画の推進が大切である。

事務局…人々の意識については、最後の文章で、男女がともに職業生活と家庭・地域生活との両立ができるような意識の醸成と社会システムの確立の必要性をうたっている。

委 員…(育児休業等が)社会的に取れない、または長期間取れない、といったことを追記すればよいのでは。

事務局…改善傾向にあるものの、長期間取れていない等の課題があることについて、表現を再考する。

委 員…基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり 【主要課題1】暴力根絶のための意識啓発の文章について、「近年、男性へのDVも増えてきています」とあるが、直接的に増えているのか、また、社会の意識の向上や相談・支援などの環境が整ってきたせいなのかといったことがわかる表現になるとよい。

委 員…男性のDV被害が見えてきた、明らかになってきたということがわかるとよい。

事務局…表現を再考する。

専門員…県の事業報告書等で、男性相談の件数などが出ているので参考のこと。

委 員…基本目標V 地域における男女共同参画のまちづくり の取組No.106について、「男女共同参画の視点を持つ多様な市民の参画」という文章があるが、“参画”が重複しているので“男女共同参画の視点を持つ”は削除でよいのではないか。

事務局…対応する。

本日の会議を踏まえ、再度府内の調整を行い、見直し案を作成する。

4 その他

事務局…次回の協議会は、2月を予定。

5 閉会